

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目 次

- ◇ 条 例
  - 鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例
  - 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例
  - 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十七号

鳥取県立大山自然科学館の設置及び管理に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十四條の二第一項の規定に基づき、鳥取県立大山自然科学館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

#### (設置)

第二条 大山の自然に関する知識の普及及び自然保護思想の高揚を図るため、鳥取県立大山自然科学館(以下「自然科学館」という。)を西伯郡大山町に設置する。

#### (管理の委託)

第三条 知事は、自然科学館の施設設備の保全及び各種資料の展示に関する事務を西伯郡大山町に委託する。

#### (規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、自然科学館の管理に関する事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和五十一年七月二十日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

特別職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条、第四条関係)

職名	給与の名称		給与の額	
	名	称	給	与
議会の議員	議長	報酬月額	四二〇、〇〇〇円	
	副議長		三六〇、〇〇〇円	
	議員		三三〇、〇〇〇円	
知事	給料		六二〇、〇〇〇円	
副知事			四七〇、〇〇〇円	
出納長			四〇〇、〇〇〇円	
教育委員会の委員	委員長	報酬	九二、〇〇〇円	
	委員		八〇、〇〇〇円	
選挙管理委員会の委員	委員長		六七、〇〇〇円	
	委員		五三、〇〇〇円	

専門委員	職名		給与の額	
	名	称	給	与
監査委員	議会の議員のうちから選任された		四三、〇〇〇円	
	知識経験を有する者の中から選任された監査委員		九二、〇〇〇円	
人事委員会の委員	委員長		九二、〇〇〇円	
	委員		八〇、〇〇〇円	
地方労働委員会の委員	会長		九二、〇〇〇円	
	公益委員		八〇、〇〇〇円	
	その他の委員		六九、〇〇〇円	
収用委員会の委員	会長		三二、〇〇〇円	
	委員		二六、〇〇〇円	
海区漁業調整委員会の委員	会長		三二、〇〇〇円	
	委員		二六、〇〇〇円	
内水面漁場管理委員会の委員	会長		三二、〇〇〇円	
	委員		二六、〇〇〇円	
公安委員会の委員	委員長		九二、〇〇〇円	
	委員		八〇、〇〇〇円	
専門委員	委員長		八〇、〇〇〇円	
	委員		五三、〇〇〇円	

附屬機関の委員その他これに類する構成員	選 挙	選 挙 分 会 長	選 査 分 会 長	選 査 分 会 長	選 査 分 会 長	審 査 分 会 立 会 人
三、七〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	二、七〇〇円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。
- 3 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和五十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「こえ」を「超え」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二百五十万円以上一千万円以下」を「三百万円以上千三百万円以下」に改め、同条第三項中「百万円以上八百五十万円以下」を「百三十万円以上千百万円以下」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県消防頭彰金条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

米子市青木

を

米子市永江

に、

五十年

緑が丘第四

八頭郡智頭町大字智頭

一五

を

五十一年

青木第五

八頭郡智頭町大字智頭

一五

米子市永江

二四

に改め、同表の第二種県営住宅の

表中

緑町第一

鳥取市卯垣及び立川町五丁目

二二五

を「緑

町第一

鳥取市卯垣及び立川町五丁目

二〇七

に、

ひばりが丘

第二 鳥取市浜坂

八〇

を

ひばりが丘第二

鳥

取市浜坂

七二

に、

五十年

高山第二

岩美郡岩美町大字高山

五

を

五十年

高山第二

五輪

八頭郡佐治村大字古市

五

に改める。

別表第二の表中

八東

八東町

を

八東

八東町

に改める。

佐治村

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中第一種県営住宅の表の「米子市青木」を「米子市

永江

に改める部分並びに第二種県営住宅の表の緑町第一団地及び

ひばりが丘第二団地に関する部分は、公布の日から施行する。

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十二号

鳥取県警察職員顕彰条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員顕彰条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「警務課」を「監察官」に改める。

別表中表の部分を次のように改める。

結果の区分				死亡したとき	顕彰金の額
第一級	第二級	第三級	第四級		
一〇、〇〇〇、〇〇〇円	八、四〇〇、〇〇〇円	七、五〇〇、〇〇〇円	六、八〇〇、〇〇〇円		

不具廃疾となつたとき。

第一級	第二級	第三級	第四級	第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級					
一、八〇〇、〇〇〇円	一、五〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	一、二〇〇、〇〇〇円	一、一〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	八〇〇、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	六〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

疾病にかかり、又は負傷したとき。

療養を要する期間が六月以上六月未満	療養を要する期間が三月以上三月未満	療養を要する期間が一月以上一月未満	療養を要する期間が十四日以上一月未満
六五〇、〇〇〇円	四五〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

別表の備考の2中「二十万円」を「二十五万円」に、「十八万円」を「二十二万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県警察職員顕彰条例の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年七月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第三十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三千八百円」を「四千二百円」に、「六千五百円」を「七千二百円」に改め、同条第三項中「百六十六円」を「二百円」に、「五十円」を「六十七円」に、「百十六円」を「百三十三円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和五十一年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】